



### 【経営理念】

JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。

### 【経営姿勢】

当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

### ■ プロフィール（平成16年9月30日現在）

名 称	埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称 / JAバンク埼玉県信連）
本店所在地	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
電話番号	(048)829-3504（代表）
ホームページ	<a href="http://www.jabank-saitama.or.jp">http://www.jabank-saitama.or.jp</a>
設 立	昭和23年8月
従業員数	209名
総 資 産	25,197億円
貯 金 残 高	24,420億円
貸 出 金 残 高	1,452億円
出 資 金	566億円
自己資本比率	11.79%

## ごあいさつ

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／JAバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、金融機関として地域の皆様からの信頼を確立すべく、積極的に情報開示を行うこととし、今般、その一環として平成16年度中間期の業務概況の報告につきまして、「ミニレポート2004」を作成いたしました。

昨今の日本経済は、バブル崩壊後3回目の景気回復局面を迎えておりますが、原油価格の高騰や米国・中国などの景気減速懸念から、今後、わが国経済も調整局面入りすることも予想されます。また、農業・農村を巡る情勢につきましては、米政策の転換やWTO（世界貿易機関）農業交渉合意後のモダリティ（保護削減基準）の行方、農業の担い手不足等、農業を取巻く環境は依然厳しい状況にあります。

このようななか、当会は、平成16年度から平成18年度までの3カ年にわたる「中期経営計画」を策定し、金融大競争時代を勝ち抜くべく、更なる経営基盤の強化に向け役職員総力を挙げ取組んでおります。

また、JAバンクシステムの一員として、平成17年4月のペイオフ全面解禁に向け、「高度な金融サービスを提供する一体的事業運営」と「組合員・利用者の皆様の資産を守る破綻未然防止策」の充実に努力していく所存でございます。

今後とも、農業及び地域のメインバンクとしての役割・機能を十全に発揮するよう努めてまいりますので、一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

平成16年12月

経営管理委員会会長

増田喜久男

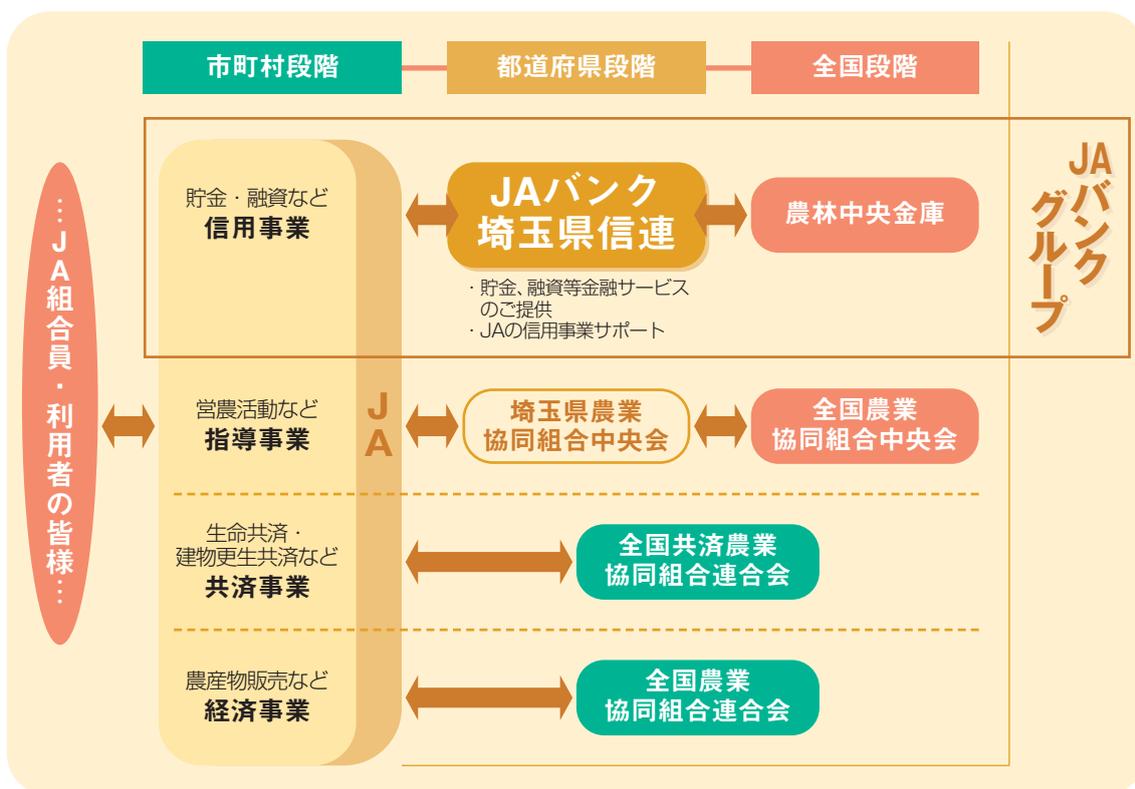
代表理事理事長

坂本政巳

# JAバンクの仕組み

## JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・農林中央金庫・連合会が有機的に結合して、指導・信用・経済・共済・厚生などの事業を展開しています。そして、この市町村段階から全国段階までの仕組みを「系統組織」(= JAグループ)と呼んでいます。



## JAバンク

JAの信用事業部門から、都道府県段階の信連、全国段階の農林中金に至る信用事業の仕組みや機能を「系統信用事業」(= JAバンク)と呼んでいます。

## JAバンクシステム

JAバンクシステムとは、JA・信連・農林中金が実質的に「ひとつの金融機関」として機能し、組合員・利用者の皆様に「便利で安心な」金融機関としてご利用いただけるよう連携を図る仕組みです。

ペイオフ、IT進展などによる金融サービスの多様化などの環境変化に対応し、皆様に喜ばれるサービスを提供いたします。

## ■■■ JAバンク・セーフティネット

皆様に安心してご利用いただくために、「JAバンク・セーフティネット」があります。まず、公的制度である「貯金保険制度」。一般の銀行や信金などが加入している「預金保険制度」と同様の範囲で保護されます。

そして、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための独自支援制度である「JAバンク支援基金」。

この2つの仕組みによって、利用者の皆様により一層の「安心」をお届けします。

### … JAバンク・セーフティネットの仕組み …

#### 貯金保険制度

貯金者を保護するための  
国の公的な制度



#### JAバンクシステム

JAバンク独自の  
支援制度

#### 貯金保険制度

貯金者を保護するための国の公的な制度が「貯金保険制度」です。

JA・信連・農林中金などが加入しており、一般の銀行や信金などが加入している「預金保険制度」と同様の範囲で保護されます。

#### JAバンク支援基金等

全国のJAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAによる経営健全性維持のための取組みに必要な支援（資本注入など）を行います。

また、万一緊急の事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助なども国の制度である貯金保険制度と連携して行います。

# 経営方針

---

当会は、新たな中期経営計画として「中期経営計画（平成16年度～平成18年度）」を策定し、①JAバンクの収益力確保、②JAバンクの顧客基盤拡充、③JAバンクの一体的な事業運営体制の確立を基本戦略として取り組んでおります。

## >>> 経営戦略 <<<

### 信連の経営基盤の強化

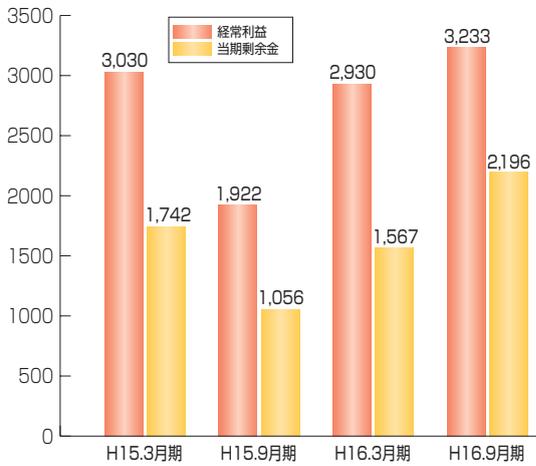
- 1 コンプライアンスの強化
- 2 リスクマネジメント態勢の拡充・強化
- 3 安定的資金調達及び収益の確保
- 4 財務基盤の強化
- 5 業務運営体制の充実
- 6 環境変化に即応した人材育成
- 7 地域社会への貢献

### JAバンク埼玉の経営基盤の強化

- 1 経営管理体制等の強化支援
- 2 経営の合理化・効率化支援
- 3 事業推進体制の拡充・強化支援
- 4 人材育成の強化支援

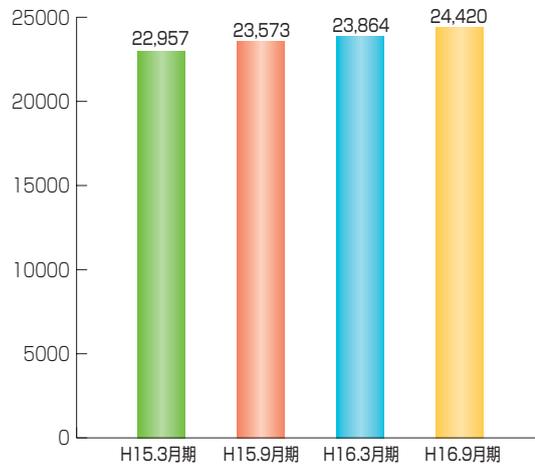
# 業 績

## ■ ■ ■ 損益の状況 (単位：百万円)



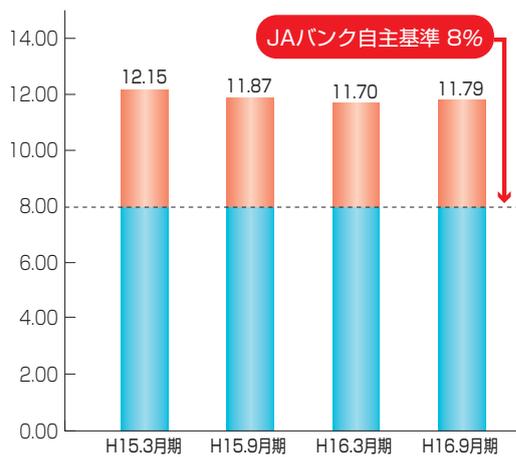
経済・金融情勢の変化に合わせて資金を効率的に運用した結果、平成16年9月末において22億円弱の当期剰余金を計上することができました。

## ■ ■ ■ 貯金残高推移 (単位：億円)



JAをはじめとしたお客様の大切な貯金をお預かりした結果、平成16年9月末において2兆4,420億円の残高となりました。

## ■ ■ ■ 自己資本比率の推移 (単位：%)

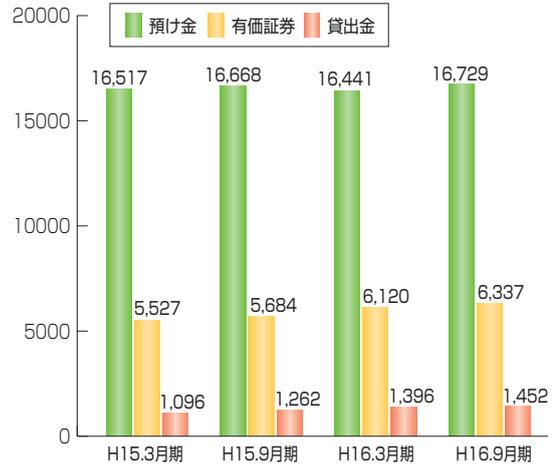


自己資本比率とは、金融機関の健全性を示す重要な指数の一つです。

国内基準においては、4%以上が健全であることの指数となっており、JAバンクシステムでは、8%以上を自主基準としております。

当会の自己資本比率はJAバンクシステム基準8%を上回る数字で推移しております。

## ■ ■ ■ 資金運用の状況 (単位：億円)



農林中央金庫への預け金を基本として運用を行い、有価証券については、国債及び地方債を中心とし、安全性・流動性を重視した運用に努め、貸出金については、農業金融への取組はもとより、地域金融機関として系統資金の地域への還元から地場関連産業等を中心に積極的な融資推進活動を展開いたしました。

注) 平成15年9月期及び平成16年9月期の経常利益、当期剰余金並びに自己資本比率は、各期の仮決算結果に基づき、算出したものです。

# リスク管理債権及び金融再生法開示債権

## ■ 農業協同組合法に基づく リスク管理債権

(単位：百万円)

債権区分	H16.9月期	H16.3月期
破綻先債権額	—	4
延滞債権額	7,556	8,716
要管理債権	758	962
3ヶ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	758	962
リスク管理債権合計	8,315	9,682

### 「リスク管理債権」の用語解説

#### 注1 破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

#### 注2 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものと及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。

#### 注3 3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいう。

#### 注4 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）をいう。

### 【保全状況】

(単位：百万円，%)

債権区分	債権額 (A)	保 全 額			保全率 (B)/(A)
		担保・ 保証等	貸 倒 引当金	合計 (B)	
破綻先 債 権	—	—	—	—	—
延 滞 債 権	7,556	3,897	3,410	7,308	96.71
要管理 債 権	758	672	17	690	90.98
リスク 管理債権 合 計	8,315	4,570	3,427	7,998	96.19

## ■ 金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	H16.9月期	H16.3月期
破産更正債権及びこれらに準ずる債権額	2,284	3,090
危険債権額	5,363	5,728
要管理債権	758	962
3ヶ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	758	962
小 計	8,406	9,781
正常債権額	138,701	131,808
開示対象債権合計	147,107	141,590

### 「金融再生法開示債権」の用語解説

#### 注1 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 注2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。

#### 注3 要管理債権

「3ヶ月以上延滞債権」（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権（注1及び注2に該当する債権を除く。）をいう。）及び「貸出条件緩和債権」（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（注1及び注2に該当する債権並びに3ヶ月以上延滞債権を除く。）をいう。）をいう。

#### 注4 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のないものとして、注1から注3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 【保全状況】

(単位：百万円，%)

債権区分	債権額 (A)	保 全 額			保全率 (B)/(A)
		担保・ 保証等	貸 倒 引当金	合計 (B)	
破産更正債権 及びこれらに 準ずる債権	2,284	1,783	501	2,284	100.00
危 険 債 権	5,363	2,118	2,911	5,030	93.80
要管理 債 権	758	672	17	690	90.98
小 計	8,406	4,574	3,431	8,006	95.23
正 常 債 権	138,701				
合 計	147,107				

注) 平成16年9月期の計数は、9月末の仮決算において3月期決算と同一に自己査定要領により実施した自己査定結果、並びに資産の評価及び償却・引当計上要領に基づき計上したものです。

# 地域貢献活動

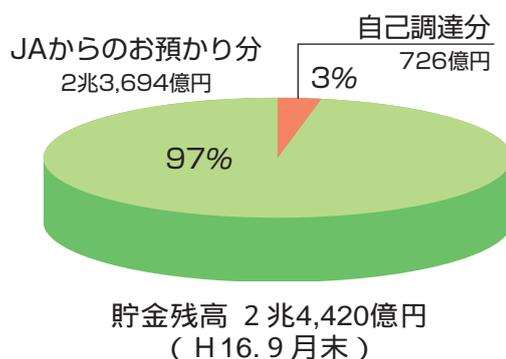
## ■■■ 事業を通じた地域貢献活動

当会がお預りしている資金の大半は、県内のJAにお預けいただいた組合員・利用者の皆様の大切な財産である貯金を財源としております。そしてこれらの資金は、融資業務を通じて、農業関連法人をはじめとする地域の企業・団体や地方公共団体等にご活用いただいております。

### 資金調達の状況

平成16年9月末の当会の貯金残高は約2兆4,420億円となっており、うち約2兆3,694億円を県内JAからお預かりしております。

また、JAや農業団体だけではなく、地域金融機関として個人の皆様をはじめとして地方公共団体や地元企業からも広く資金をお預かりしております。

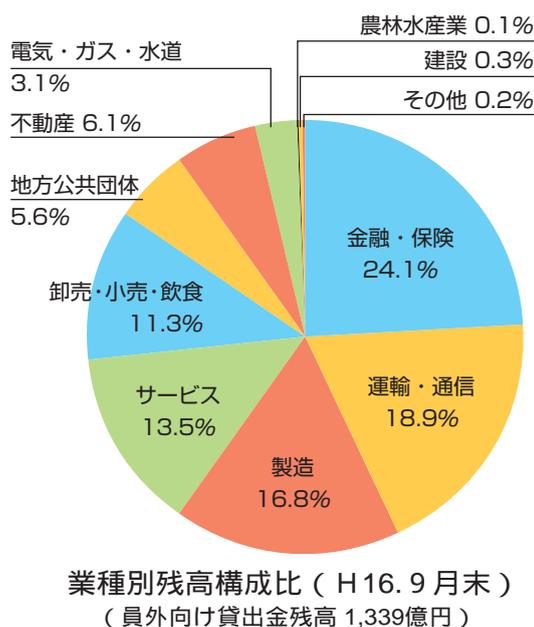


### 資金供給の状況

地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）という経営方針から、農業金融はもとより地域の企業や個人の皆様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めてまいります。

また、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫などの受託金融機関として、農業・住宅・教育などの制度融資の窓口となっております。

さらに、埼玉県債の引受により、県の公共事業、社会福祉・文化施設等への利用を支援しております。



## ■ ■ ■ その他社会貢献活動

地域金融機関として、地域に対する貢献活動を実施しております。これからも様々な活動を通じて地域社会の発展と繁栄に貢献できるよう努力してまいります。

### ふれあい献血運動

当会役職員による献血運動を継続的に実施しております。役職員一体となり日本赤十字社の献血へ参加し地域貢献活動に努めております。



平成16年9月27日 埼玉県信連駐車場にて

### 児童養護施設への

#### 図書の新着

当会役職員より、絵本・童話等の提供を募り、埼玉県社会福祉事業団を通じ県内にある3か所の公共児童養護施設へ図書の新着を行いました。



平成16年9月30日 労働組合委員長(左)より埼玉県社会福祉事業団理事長に目録進呈

### 埼玉森林サポーター

#### クラブへの寄付金

県内の森林保護ボランティア活動を実施している「埼玉森林サポータークラブ」に対し、当会役職員から寄付金を集い、進呈を行いました。



埼玉森林サポータークラブリーフレット

# 店舗等一覧

## ■ 営業店舗

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X番号
本 店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

## ■ 推進拠点

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X番号
浦和事業 推 進 部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
熊谷事業 推 進 部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543
春日部事業 推 進 部	〒344-0067 春日部市中央1丁目52番地8	048(737)6111	048(736)4434